

## 下関市スポーツ推進計画【改定版】の概要

### ※赤字箇所が当初版からの変更箇所

#### 第1章 スポーツ推進計画の改定にあたって

##### 第1節 計画改定の趣旨

- スポーツ振興に関する施策を体系的・継続的に推進するため、「下関市スポーツ推進計画」を策定（平成26年2月）
- 計画策定後のスポーツを取り巻く環境の変化や、計画（目標）の進捗状況・課題を踏まえ、必要な見直しを実施

##### 第2節 計画の位置付け

- ・スポーツ基本法第10条に基づく地方スポーツ推進計画
- ・下関市スポーツ推進のまちづくり基本条例第6条に基づく基本的計画

##### 第3節 計画の期間

- ・2014年度から2023年度（10年間）の後期計画（2019年度から2023年度（5年間））として位置付け

#### 第2章 スポーツ推進計画改定の背景

##### 第1節 スポーツを取り巻く環境の変化

- ・東京オリンピック・パラリンピック等の開催決定
- ・第2期スポーツ基本計画の(2017～2021)の策定
- ・山口県スポーツ推進計画【改定版(2018～2022)】の策定
- ・スポーツによる地域活性化に向けた取組の推進（レノファ山口の支援、世界大会等キャンプ地誘致など）

##### 第2節 計画（目標）の進捗状況

- 「生涯スポーツの推進」に係る目標である市民〔成人〕の週1回以上のスポーツ実施率は、25.9%（平成24年度）から28.4%（平成29年度）へと2.5ポイント上昇しているものの、全国（平成24年度：47.5%→平成29年度：51.5%）に比べ、実施率、伸び率ともにかなり低い状況にある。
- 「競技力の向上」「スポーツの場と施設の充実」「スポーツによる地域活性化」に係る目標については、目標の達成に向け、概ね順調に推移している。

#### 第3章 本市におけるスポーツの現状と課題

##### 第1節 市民のスポーツ活動

- ・スポーツを「みる」楽しみへの関心を、いかにスポーツを「する」楽しみへと繋げるかが一つの課題。

- ・スポーツ活動へのきっかけづくり、手軽にスポーツを行える環境づくりが大切。

##### 第2節 子どものスポーツ活動

###### (1) 小学生のスポーツ活動

スポーツ活動を促進するためには、スポーツを行う場所の確保とともに、スポーツ少年団及び子ども会などの地域での活動を支援することが必要。

###### (2) 中学生のスポーツ活動

学校部活動への外部指導者等の導入を促進するとともに、学校教育以外におけるスポーツ機会の提供や、指導者の養成に取り組み、子どもたちに、様々なスポーツに触れ合う機会を与えることも必要。

###### (3) 高校生のスポーツ活動

小学生から中学生にかけて上昇している週1回以上のスポーツ実施率を高校生で大幅に低下させないための環境づくりに加え、スポーツ活動の実態を踏まえた新たな施設整備の検討も必要。

##### 第3節 高齢者及び障害者のスポーツ活動

###### (1) 高齢者のスポーツ活動

どのようなスポーツが高齢者に求められているのか、参加状況等を考慮し、健康保持増進、生きがい・仲間づくりの観点から、高齢者がいつまでもスポーツを楽しむことができる機会を整備することが大切。

###### (2) 障害者のスポーツ活動

障害者スポーツに携わるボランティアを養成し、障害のある人もない人も一緒にスポーツを楽しむことができる仕組みづくりが必要。

##### 第4節 地域でのスポーツ活動

- ・より多くの方たちが関心又は適性に依じて、気軽にスポーツを楽しめる行事を実施し、主体的にスポーツ活動に取り組める地域づくりが求められており、そのためには地域スポーツの指導者養成も不可欠。

##### 第5節 スポーツイベントへの取り組み

- ・様々なスポーツイベントを通じ、多くの市民がスポーツを「する」「みる」楽しさを体験するとともに、スポーツボランティアの力が益々重要となっていることから、「ささえる」スポーツへの参加を促進する必要がある。

## 下関市スポーツ推進計画【改定版】の概要

### 第6節 スポーツの場と施設

・施設や設備の老朽化が進んでいることから、「**下関市公共施設マネジメント基本方針**」に基づき、**施設の適正配置と施設総量の縮減に留意し**、施設の安全性、利便性、効率的な使用等についての検証が必要。

## 第4章 計画の基本理念と基本方針

### 第1節 基本理念

スポーツでひともまちも楽しく元気アップ！

市民の誰もが、いつでも気軽にそれぞれの目的に応じてスポーツを主体的に楽しめる環境を整備するとともに、スポーツコンベンション(※1)を推進し、下関のひともまちも元気アップする。

### 第2節 基本方針

次の4つの基本方針に基づき、スポーツ施策を推進

- ◆基本方針1 生涯スポーツの推進
- ◆基本方針2 競技力の向上
- ◆基本方針3 スポーツの場と施設の充実
- ◆基本方針4 スポーツによる地域活性化

### 第3節 施策体系(省略)

## 第5章 施策推進のための具体的取り組み

### 第1節 生涯スポーツの推進

#### 【将来像】

誰もが、それぞれの体力や年齢、関心に応じて生活の中で手軽な軽運動を含むスポーツを楽しみ、健康で生き生きとした毎日を送っている。

#### 【目標】

市民のスポーツ実施率

(市民〔成人〕の週1回以上のスポーツ実施率)

2012(平成24)年度 25.9%⇒2023年度 60%

(現状値 2017(平成29)年度 28.4%)

#### (1) スポーツ機会の提供

- ①スポーツ活動への参加機会の充実
- ②スポーツ活動への主体的・積極的参加のための啓発
- ③スポーツ未実施層へのアプローチ
- ④世界大会等の開催を契機とした機運の醸成

#### (2) 地域スポーツ推進拠点の充実

- ①総合型地域スポーツクラブ(※2)の設立促進
- ②総合型地域スポーツクラブの質的充実
- ③スポーツ少年団の活動促進
- ④地域スポーツ振興会及びスポーツ推進委員の活動促進

#### (3) 健康保持及び体力づくりの推進

- ①健康保持及び体力づくりへの意識向上
- ②子どもの健康保持及び体力づくり
- ③高齢者の健康保持及び体力づくり

#### (4) 障害者スポーツの推進

- ①障害者スポーツについての啓発及び情報発信
- ②障害のある人のスポーツ機会創出と社会参加促進
- ③障害者を支える人材の養成及び活用
- ④**東京パラリンピック競技大会の開催を契機とした機運の醸成**

### 第2節 競技力の向上

#### 【将来像】

本市出身の選手が世界あるいは全国規模の大会で活躍し、多くの市民に夢や感動を与えている。また、活躍した選手が指導者として本市の競技力向上及び競技人口の拡大に貢献し、高いレベルでスポーツを楽しむための好循環が生まれている。

#### 【目標】

全国大会等で優勝した選手(優勝賞賜金交付対象者)

2012(平成24)年度 個人6名

⇒2023年度 個人12名

(現状値 2017(平成29)年度 個人13名)

#### (1) スポーツ選手の強化及び指導者の養成

- ①優れた資質の発掘
- ②優れた指導者の養成

#### (2) 競技活動支援の充実

スポーツ団体(※3)と連携し、選手が充実した競技活動を行えるよう、スポーツ医科学等の面から支援する。

#### (3) 顕彰

- ・全国大会等出場・優勝賞賜金の交付
- ・下関選手団壮行会の開催
- ・スポーツ栄光賞の授与

#### (4) クリーンでフェアなスポーツの推進

国がスポーツ団体と連携して作成する、アスリート等が注意すべき事項に関するガイドブック等を活用し、コンプライアンスの徹底やスポーツ団体のガバナンス強化等を推進し、スポーツ・インテグリティ(※4)の向上を図る。

### 第3節 スポーツの場と施設の充実

#### 【将来像】

スポーツ施設・設備が充実し、誰もがいつでも身近で気軽にスポーツを楽しむことができる環境が整い、スポーツ施設が健康保持増進やスポー

## 下関市スポーツ推進計画【改定版】の概要

ツ交流の場となっている。

### 【目標】

体育施設の年間利用者数

2012(平成24)年度 940,000名

⇒2023年度 1,800,000名

(現状値 2017(平成29)年度 1,086,000名)

#### (1) スポーツ施設の充実及び利用促進

①スポーツ施設・設備の充実

②スポーツ施設の利用促進

#### (2) スポーツ情報の発信

より多くの方のスポーツに対する興味や理解が深まるよう、市報やホームページ、SNS等を有効に活用し、スポーツについての情報を広く発信する。

### 第4節 スポーツによる地域活性化

#### 【将来像】

様々なスポーツの楽しみを広く伝える大規模スポーツイベントの開催と観光が結びつき、本市の豊かな歴史と自然に親しむ多くの人々との交流が生まれ、地域の活性化が図られている。

### 【目標】

市外参加者が顕著な大会等の件数

2012(平成24)年度 25件 ⇒ 2023年度 40件

(現状値 2017(平成29)年度 36件)

#### (1) スポーツコンベンションによる地域活性化

①魅力あるスポーツイベントの開催

②大規模スポーツ大会の招致

③スポーツツーリズム(※5)の推進

④スポーツによる国際交流

⑤プロスポーツの支援・誘致

#### (2) ボランティア・人材の養成

スポーツコンベンションの促進のためには、スポーツ大会やスポーツイベントで「する」スポーツに参加する方はもちろん、家族や友人など「みる」スポーツに参加する方も共に楽しめる環境を創出することが必要であり、そのためには、スポーツ大会等をおもてなしの心で支える多くのボランティアが不可欠であり、その人材の養成が重要である。

市民へのスポーツコンベンションの啓発、教育機関への働きかけ、ボランティア登録制度の活用等により、スポーツを「ささえる」という観点から、市民の誰もが、自分に適した様々な形でスポーツに携わり、スポーツを楽しむことのできる環境づくりを推進する。

### 【用語説明】

#### (※1)

スポーツコンベンションとは、スポーツの大規模な大会や合宿などのことをいい、一定の期間にわたり、多くの集客が見込まれ、交流人口の拡大により、地域に大きな経済波及効果を与えるものです。

#### (※2)

総合型地域スポーツクラブとは、人々が、身近な地域でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブで、(1)子どもから高齢者まで(多世代)、(2)様々なスポーツを愛好する人々が(多種目)、(3)初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる(多志向)、という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブを言います。

#### (※3)

スポーツ団体とは、体育協会・各種競技団体等、スポーツの振興のための事業を主たる目的とする団体を言います。

#### (※4)

スポーツにおけるインテグリティ(誠実性・健全性・高潔性)とは、ドーピング、八百長、違法賭博、暴力、ハラスメント、差別、団体ガバナンスの欠如等の不正がない状態を言い、スポーツに携わる者が自らの規範意識に基づいて誠実に行動することにより実現されるものとして、国際的に重視されている概念です。

#### (※5)

スポーツツーリズムとは、スポーツイベントやスポーツによるレジャーを観光資源として活かすことです。その効果として、スポーツ振興はもちろん、交流人口の増大による観光振興のみならず、健康増進、産業振興の拡大等、様々な効果が期待されています。

また、短期的な経済効果だけでなく、中長期的な地域活性化、市の魅力を発信する効果も期待されています。